第10回うるま祭り出店要綱

祭り日程：平成27年10月17日（土）～平成27年10月18日（日）
※祭り順延の場合は、翌週の土日とする。
祭り会場：うるま市具志川総合運動公園

1．総則

(1) 第10回うるま祭りの出店に関する一切の事項は、この要綱による。
(2) 出店業者は、この要綱を遵守しなければならない。
(3) うるま祭り実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、出店業者がこの要綱に反する行為を行った場合はその業者に対し、営業を停止し、退去を命ずることができることとし、該当出店業者については次回からの出店は一切認めない。

2．出店基準

(1) 法令等により許認可を必要とする業種の場合は、その許認可を受けていることとし、当日は営業許可証（原本）を掲示すると共に営業にあたっては関係法令の記載事項を順守すること。
(2) 公序良俗に反する出店は一切認めない。

3．出店留意事項及び条件等

(1) 保健所の許可を必要とする業種（飲食関係等）で許可証のないものは出店を認めない。
(2) 指定された場所を他人に転貸し、または目的外に使用してはならない。
(3) 祭り期間２日間出店できることを原則とする。また、指定された場所以外での営業活動、及びこれに付随する活動をしてはならない。
(4) 出品の販売価格は原則として自由とするが、市場実勢価格を守ることとし不当な価格で物品を販売してはならない。また全ての商品に販売価格を必ず表示すること。
(5) 店舗前の見やすい場所に必ず商号を表示すること。
(6)販売する商品または材料等は、市産品や県産品を可能な限り優先して使用すること。また、酒類についてはオリオンビール、泰石酒造、崎山酒造廠、神村酒造、新里酒造の商品のみとし、その他の商品についても市内事業所を出来る限り利用すること。
(7) 実行委員会が交付する出店許可証を必ず見やすい場所に掲示すること。許可証なき者の営業は一切認めない。
(8)**「カセットコンロ」及び「木炭」の持ち込みを一切禁止する**（予備としての持ち込みも禁止する）。
(9) **発電機及び燃料の持ち込みは禁止する。**電気を必要とする場合は、沖縄県出店業事業協同組合に申し込むこと（料金目安：１kWhあたり3,000円）。

沖縄県出店業事業協同組合 ☎９３３－８８０１ 沖縄県沖縄市山内１丁目８番19号

(10) 全ての出店業者は、必ず消火器を設置すること。また、【別紙１】の注意事項を遵守すること。
(11) 飲食物を取り扱う業者は、特に商品の品質管理、衛生管理を十分に行うとともに、保健所の許可が必要な業種については必ず保健所の許可を得ることとし、祭り当日は保健所並びに衛生指導員の指示に従うこと。万一食中毒等が発生した場合、出店業者は自らの責任でもって適切な対応をすること。

沖縄県中部福祉保健所　生活衛生班
☎９３８－９７８７
沖縄県沖縄市美原１丁目６番２８号（美里公園近く）

(12) 飲食物を取り扱う業者は生産物賠償責任保険（ＰＬ保険）又は食品営業賠償共済保険に必ず加入すること。（証券等の写しを提出すること）
(13) 物販・ゲーム、遊具を取り扱う業者は施設賠償責任保険に必ず加入すること。（証券等の写しを提出すること）
(14) **未成年者への酒（アルコール）類の販売を禁止する。（法律により罰せられます。）**
また、自動車を運転する者への、飲酒を目的とした酒（アルコール）類の販売を禁止し、その旨を店頭に表示すること。万一販売を行っているのが発見（発覚）した場合、次回からの出店を認めない。
(15) 物販・ゲーム等の出店において、他者に危害を与えるおそれのあるもの(エアガン・レーザーポインター等)、及び会場を汚損するおそれのあるもの（パーティスプレー等）について、商品及び景品として取り扱うことや、現金を商品及び景品として取り扱うことを禁止する。また、飲食物を取り扱う業者は、瓶など割れ物の容器による販売を禁止する。
(16) 営業に伴い、盗難及び危険防止等の管理を十分に行うこと。万一損害を被った場合でも実行委員会及びうるま市商工会、沖縄県出店業事業協同組合は一切責任を負わない。
(17) 申込以外の物品等を新たに取り扱う場合は、前以て届出を行い、その承認を得ること。
(18) 祭り期間の途中で引き上げる場合は、必ずその旨を実行委員会に連絡すること。連絡なき者は次回からの出店を認めない。
(19) 店舗周辺の清掃は随時行うこと。
(20) 花火打上げの際には、観客及び作業の安全が確保できる範囲内(６０ｗ～１００ｗ電球５個まで)で店舗の照明をおとし、花火終了後は速やかに閉店準備を行うこと。※花火終了後も電球は５個までとする。
(21) 祭り開催中は、常に出店周辺の美化に努めること。また、祭り日程終了後においても、出店場所・出店周辺の清掃作業を行い原状回復すること。原状回復が不十分な場合には、祭り翌日、事務局の呼び出しに応じ清掃作業を行うこと。応じない業者は次回からの出店を認めない。
(22) 移動パーラーでの販売は禁止（場内・場外問わず）とする。
(23) 暴力団との関わりがないこと。暴力団に指定場所を転貸しないこと。暴力団員を出店に従事させないこと。この事項に違反した場合は、即刻撤去し、撤去させられても異議を申し立てないこと。
(24) 運営管理について、実行委員会の行う指示、また腕章をした指導員の指示に従うこと。

４．申込方法及び申込先

(1)「出店申込書」に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、うるま市商工会石川支所に申し込むこと。

うるま市商工会　石川支所
☎９６４－３１０４
うるま市石川白浜 1-1-5

(2) 他人の商号または名義を借りて申し込むことはできない。
(3) 申込手続きを完了した者に対し、出店場所の抽選を行った上で出店許可証を交付する。

(4) 場所決定後は原則としてその場所の変更はできない。ただし、出店業者間同士の話し合いで場所の変更を行うときは遅滞なく連絡し、必ずその承認を得ること。

5. 申込受付期間及び時間と場所抽選日

申込受付期間及び時間と場所抽選日は次のとおりとする。

申込受付期間及び時間	出店説明会・場所抽選日
9月15日(火)～9月18日(金) 午前9時～午後5時	日時：10月6日(火)　午後3時 会場：うるま市商工会与勝本所2F (うるま市勝連平安名 2884-1) ※当日は警察・消防・中部保健所からの説明もあるため、出店者は必ず出席すること。

※ただし、締め切り日前であっても定数に達した場合は締め切ることとする。

※申込期日以降のキャンセルは不可とする。

※出店説明会に出席しない事業所は、出席している事業所の希望を勘案し、事務局主導で出店場所を決定する。

6. 出店料

原則、祭り期間2日間で次のとおりとする。

(1) 一店舗当りの大きさは、**最大5．4m × 3．6m**テントを基準とする。

※テントは出店業者自ら持ち込むこととし、実行委員会では準備しない。

(2) 出店料は、次のとおりとする。

出店業者区分	テナント料金
市内業者　(観光物産協会会員 ＋ 商工会会員)	35,000円
市内業者　(観光物産協会会員 か 商工会会員のいずれか)	40,000円
市内業者　(観光物産協会 ・ 商工会双方の会員未登録者)	50,000円
市外業者　(観光物産協会会員 か 商工会会員のいずれか)	50,000円
市外業者　(観光物産協会 ・ 商工会双方の会員未登録者)	60,000円
市内資金造成団体等　(ｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ、文化部など)	10,000円
大型遊具業　(会場内設置)	50,000円
○ただし、祭り協賛に係る業者については協議の上決定する。	

※出店料は、出店説明会当日にて現金で支払うこと。

※市内資金造成団体等とは営利を目的としない団体で、学校・地域社会で教育・文化・福祉・スポーツ活動を実施している団体をいい、収益金の寄付、派遣費の捻出を目的としていること。(※要営業許可)

(3) 既に払い込んだ出店料は、次の場合を除きいかなる理由があっても返納しない。

① 天候不良、または災害等により、実行委員会が祭りを中止すると判断した場合(順延は含まない)。

② 感染性の疾病（インフルエンザ等）の蔓延、または蔓延するおそれがあり、実行委員会が祭りを中止すると判断した場合(順延は含まない)。

7. 営業時間

次の営業時間を厳守すること

○ 開店時間　・・・　正午12時00分　　○ 閉店時間　・・・　午後　9時00分

(1) 閉店時間以降は、定められた範囲内（2.出店留意事項及び条件等のNo.20）で店舗の照明をおとし、速やかに閉店準備を行うこと。

(2) 閉店時間以降の物品等の販売を禁止する。万一販売を行っているのが発見（発覚）した場合、次回からの出店を認めない。

(3) 発電機の電源は午後１０時００分に落とすこととする。電源を落とした後の金銭管理及びパソコン等の機材管理は十分に行うこととし、万一紛失、故障等があった場合でも実行委員会及びうるま市商工会、沖縄県出店業事業協同組合は一切責任を負わない。

８．駐車場

(1) 出店業者の駐車場については、実行委員会が指定する駐車場を利用すること。
(2) 但し、駐車スペースが限られているため、**１店舗に対し車両１台まで**の確保とする。
(3) 実行委員会が交付する駐車許可証を、見えやすい場所に表示すること。
(4) 実行委員会が指定する場所以外の会場内及び会場周辺への駐車を禁止する。

９．設営及び撤去

(1) 設営は、**祭り前日**までに完了すること。（ 厳守 ）
(2) 来場者の安全確保を目的として、**祭り当日の午前１１時３０分から午後１０時００分までの時間帯は、搬入・搬出のための祭り会場内への車両乗り入れを禁止する。**
(3) 祭り終了後の撤去については、**祭り翌日午前中**までに完了すること。

１０．ゴミの分別及び処分

(1) 出店業者から出るゴミについては、実行委員会が定める方法【別紙２】に従って分別し、処分すること。
(2) **実行委員会が定める方法に基づかない場合又はエコステーション設置の時間内（正午１２時００分から午後９時３０分まで）にゴミを持ち込めない場合は、各自でゴミを持ち帰り処分すること。**

１１．重要事項

(1) 祭りが中止または延期されたことにより出店業者が被った損害については、実行委員会及びうるま市商工会、沖縄県出店業事業協同組合は一切責任を負わない。
(2) 会場となっている陸上競技場のフィールド内（芝生内）への車両の乗り入れ、及びフィールドを損傷させる行為は厳禁とする。これに従わずフィールド及びフィールドの芝生を損傷させた場合には、実行委員会は当該損害の賠償を請求する。
(3) この要綱に定めのない事項については、実行委員会の指示に従うこと。
(4) 本要綱に違反した者は、次回からのうるま祭りへの出店資格を失うものとする。
(5) 出店業者は、祭りを安全且つ順調に実施する努力義務を負う。

【お問い合わせ】
うるま市商工会　石川支所
〒904-1105 うるま市石川白浜 1-1-5
TEL:098-964-3104　FAX:098-965-4026

【別紙１】

火災予防に係る注意事項

下記の注意事項を確認後、□にチェックしてください。

＜コンロ等の使用時における注意事項＞

□　周囲には可燃物や危険物を置かないこと。

□　点火するときは燃料漏れがないことを確認すること。

□　ゴム製ホースはプロパンガス専用の物を使用すること。

□　ゴム製ホースの接続部はホースバンド等で確実に締め付けること。

□　ゴム製ホースが劣化しているときは変換すること。

□　ベニヤ板や段ボールなどの可燃物で囲まないこと。

□　コンロは、安定した台の上に安定した状態で使用すること。

□　コンロより大きな鉄板や鍋などを使用したり、2 台以上並べて使用した場合、ガスボンベが高温となり内圧の上昇により爆発火災になる危険性があるため、そのような使用方法は避けること。

＜ガスボンベ使用時の注意事項＞

□　直射日光や火気の近くを避ける等ボンベを 40 度以下に保つこと。

□　倒れないように固定すること。

□　必要最小限の量とすること。

＜その他の注意事項＞

□　電気コードはタコ足配線にせず、電気機能の許容電流を守ること。

□　コンロ等の取扱説明書の安全事項を必ず守ること。

□　消火器や水バケツを準備すること。

【別紙2】

可燃ごみ・資源ごみ分別方法

うるま祭り実行委員会

設置場所	No.	区分1	区分2	作業内容及び処理方法
会場内エコステーション	1	可燃ごみ(一般ごみ)	ビニール、紙皿、アルミ皿、トレイ、紙くず等燃えるもの	持ち込む可燃ごみを指定袋(特大)かボランティア袋に詰め、パッカー車に投入する。 (係員の指示に従って下さい。)
	2	ペットボトル	ペットボトル	ラベルとキャップを本体から取り外し、ラベルは可燃ごみへ。 キャップは所定のボックスに入れて下さい。本体は回収袋に投入。
	3	ペットボトルキャップ	ペットボトルのキャップ	キャップはペットボトル本体から取り外し、所定のボックスに投入。
	4	アルミ缶	アルミ製の缶	アルミ のマークが付いているものを所定のカゴに投入。
	5	スチール缶	スチール製の缶	スチール のマークが付いているものを所定のカゴに投入。
	6	割り箸・串など木質類	割り箸、串、爪楊枝などの分別	木質の割り箸、焼き鳥の串、ほっとドックの串、とうもろこしの串、爪楊枝などを所定のボックスに投入。
	7	ダンボール	飲み物、食品用ダンボール	飲み物、食品用ダンボールは「紙ヒモ」でしっかり結んで、パッカー車に投入する。 (係員の指示に従って下さい。)
	8	食料残渣・残り汁	調理後の食料残渣、商品の食べ残し、そば汁など	所定のドラム缶かポリバケツに投入。食料残渣、食べ残し以外の割り箸、串、爪楊枝などは必ず除去して投入する。
	9	ビン類	各種調味料ビン	所定の回収ボックスに投入。
	10	廃食用油	フライヤー等で使用した植物性油のみ	所定のドラム缶に植物性油を直接入れて下さい。使用後、揚げカスなどは必ず除去してから投入すること。

【出店業者の皆様へ】

- ➢ エコステーションでのゴミの受入は、**両日午後9時30分まで**となっております。時間を過ぎますと受入できません(各自で持ち帰りとなります)
- ➢ 分別方法は上記表のとおりです。**分別されていないゴミ袋は各自で持ち帰りとなります。**
  ※ ただし、割り箸、つまようじ数本程度であれば受入範囲内とします。
- ➢ 中身が確認できない色付きの袋は、原則受け入れできません。
  ※ ただし、女子トイレから出るゴミ袋については、中身が確認できなくても受入を可とします。
- ➢ 出店業者の皆さまにも、ごみの分別にご協力をお願いします。また、お客様に対しても店舗内でのごみの分別(指導等)を行うようお願いします。
- ➢ **詳細につきましては、10月6日(火)の出店説明会でご説明いたします。**